

山口県情報公開要綱（抜粋）（原文縦書）

平成3年11月1日
合同告示第1号

（目的）

第1条 この要綱は、開かれた県政を推進する上において、県が保有する情報の提供をより充実させるとともに、当該情報を県民の要請に応じて公開することが極めて重要であることにかんがみ、公文書の開示について必要な事項を定めることにより、県政の公正な執行及び県政に対する県民の信頼の確保を図り、もって県民の県政への参加を一層推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業管理者をいう。

2 この要綱において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画又は写真であって、決裁又は供覧の手續が終了し、実施機関が保有しているものをいう。

3 この要綱において「公文書の開示」とは、実施機関が、この要綱の規定により、公文書を閲覧に供し、又は公文書の写しを交付することをいう。

（運用方針）

第3条 実施機関は、公文書の開示の申出をするものの意思が十分に尊重されるよう、この要綱を運用するものとする。

2 この要綱を運用するに当たっては、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように、最大限の配慮をしなければならない。

（公文書の開示）

第4条 実施機関は、次に掲げるものから公文書の開示（第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る公文書の開示に限る。）の申出があつたときは、この要綱において別の定めがあるものを除き、当該公文書の開示をするものとする。

- (1) 県内に住所を有する者
- (2) 県内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- (3) 県内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 県内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、県の行政に利害関係を有するもの

(開示をしないことができる公文書)

第5条 実施機関は、開示の申出に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該公文書の開示をしないことができる。

(1) 法令若しくは条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の定めるところにより公開することができないと認められる情報又は法律若しくはこれに基づく政令の規定により知事その他の執行機関の権限に属する国の事務に関し主務大臣等から公開してはならない旨の指示がある情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報

ロ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報

ハ 法令等の規定に基づく許可、認可、届出等に際して実施機関が作成し、又は取得した情報で、公開することが公益上必要であると認められるもの

(3) 法人（国及び地方公共団体その他の公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から、人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ロ 法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から人の生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ハ イ又はロに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの

(4) 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査、行政上の義務違反の取締りその他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(5) 県の機関又は国若しくは地方公共団体その他の公共団体（以下「国等」という。）の機関の事務又は事業に係る意思形成過程において行われる県の機関内部若しくは機関相互間又は県の機関と国等の機関との間における審議、検討、調査、研究等に関する情報であって、公開することにより、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業に係る意思形成に支障が生ずると認められるもの

(6) 県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針、入札の予定価格その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又

は事業の性質上、公開することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を困難にするおそれがあるもの

(7) 県の機関と県の機関以外のものとの間における協議、協力等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、県の機関と関係当事者との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの

(8) 実施機関（知事及び公営企業管理者を除く。）、県の執行機関の附属機関その他これらに類する合議制機関等（以下「合議制機関等」と総称する。）の会議に係る情報であって、当該合議制機関等の議事運営に関する規程若しくは議決によりその全部若しくは一部について公開しない旨を定めているもの又は公開することにより当該合議制機関等の公正若しくは円滑な議事運営が損なわれると認められるもの

（公文書の部分開示）

第6条 実施機関は、開示の申出に係る公文書に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に分離することができ、かつ、それにより当該申出の趣旨が損なわれないときは、その部分を除いて、当該公文書の開示をするものとする。

（申出の方法）

第7条 公文書の開示の申出は、公文書開示申出書（別記様式）を実施機関に提出することにより行うものとする。

（申出に対する決定等）

第8条 実施機関は、前条に規定する申出があったときは、当該申出があった日から起算して15日以内に、当該申出に係る公文書の開示をするかどうかの決定を行うものとする。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項の決定を行うことができないと認められるときは、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、当該延長の理由及び期間を公文書の開示の申出をしたもの（以下「申出者」という。）に速やかに通知するものとする。

3 実施機関は、第1項の決定を行ったときは、速やかに、当該決定の内容を申出者に通知するものとする。

4 前項の場合において、公文書の開示をしないことの決定（第6条に規定する公文書の開示（以下「公文書の部分開示」という。）をすることの決定を含む。以下同じ。）を行った旨の通知をするときは、その理由（その理由がなくなる期日を明示できるときは、当該期日を含む。）を記載した書面により、これをするものとする。

5 実施機関は、第1項の決定を行う場合において、当該決定に係る公文書に当該実施機関以外のものに関する情報が記録されているときは、必要に応じ、当該実施機関以外のもの

の意見を聴くものとする。

(開示の方法)

第9条 実施機関は、前条第1項の規定により、申出に係る公文書の開示をすることの決定（公文書の部分開示をすることの決定を含む。）をしたときは、速やかに、申出者に対し、当該公文書の開示をするものとする。

2 実施機関は、公文書を閲覧に供することにより、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあるときその他相当の理由があるときは、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。この場合において、当該公文書を複写したものは、公文書とみなす。

(開示の申出の特例等)

第10条 実施機関が別に定める公文書の開示の申出については、第7条の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

2 実施機関は、前項に規定する申出があったときは、第8条及び前条第1項の規定にかかわらず、直ちに、当該申出に係る公文書の開示をするものとする。

(費用負担)

第11条 第9条及び前条第2項の規定による公文書の写しの交付に要する費用は、申出者の負担とする。

(個人に関する情報の本人開示)

第12条 実施機関は、第5条第2号に該当する情報が記録されている公文書で実施機関が別に定めるものについては、本人から公文書の開示の申出があったときは、同号の規定にかかわらず、本人に限り、当該公文書の本人以外の者に関する情報が記録されている部分を除いて、当該公文書の開示をするものとする。

2 前項の場合において、実施機関は、公文書の開示を受ける者が本人であることを確認しなければならない。

(情報公開審査委員)

第13条 この要綱の公正な運用を図るため、情報公開審査委員（以下「審査委員」という。）を置く。

2 実施機関は、公文書の開示をしないことの決定について、申出者から不服の申出があったときは、必要に応じ、当該決定の当否を審査委員に諮問するものとする。

3 審査委員は、前項の規定による諮問に応じ、実施機関に意見を答申する。

4 実施機関は、前項の規定による答申を尊重するものとする。

(公文書の目録の作成及び閲覧)

第14条 実施機関は、その定めるところにより、公文書の目録を作成し、一般の閲覧に供す

るものとする。

(公文書の整備等)

第15条 実施機関は、公文書の整備、公文書の開示の申出に対する決定等の迅速化その他この要綱に基づく事務の公正かつ能率的な処理に努めるものとする。

(運用状況の公表)

第16条 実施機関は、毎年、この要綱の運用の状況について、公表するものとする。

(他制度との調整等)

第17条 この要綱は、法令等の規定により公文書の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付の手続が定められている場合における当該公文書の開示については、適用しない。

2 この要綱は、前項に規定するもののほか、文書館、図書館その他これらに類する施設において、一般の利用に供することを目的として保管している公文書の開示については、適用しない。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

2 この要綱の規定は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) 平成2年4月1日以後に作成し、又は取得した公文書

(2) 平成2年3月31日以前に作成し、又は取得した公文書のうち、次に掲げるもの

イ 保存期間が永年と定められている公文書

ロ イに掲げる公文書以外の公文書で、目録が整備されたもの

(経過措置)

3 この要綱は、平成4年9月30日までの間、次に掲げる機関又は事業所において保管している公文書については、適用しない。

(1) 山口県行政組織規則（昭和43年山口県規則第15号）第3条第2号に規定する出先機関

(2) 山口県教育委員会行政組織規則（昭和45年山口県教育委員会規則第10号）第3条第2号に規定する出先機関及び同条第3号に規定する教育機関

(3) 山口県企業局の組織等に関する規程（昭和49年山口県企業管理規程第1号）第5条に規定する事業所